

平成25年11月20日

於・1002会議室（10階）

第999回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 諮問事項	
(1) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案について (諮問第30号)	1
(2) 無線設備規則及び基幹放送局の開設の根本的基準の各一部を改正する省令案について (諮問第31号)	1 1
(3) 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案について (諮問第32号)	1 2
(4) 基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について (諮問第33号)	1 2
(5) 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の各一部を改正する省令案について (諮問第34号)	1 2
(6) 日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「ハイブリッドキャストサービスに係るインターネットを利用したコンテ	

コンテンツ提供業務」の認可について

(諮問第35号) 36

(7) 日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「オリンピックソチ大会に係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」の認可について

(諮問第36号) 36

3. その他 46

4. 閉 会 47

開 会

○前田会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。最初に、総合通信基盤局の職員に入室するように連絡をお願いします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項（総合通信基盤局関係）

(1) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案について（諮問第30号）

○前田会長 それでは最初に総合通信基盤局関係ということで審議を開始いたします。最初の議案は諮問第30号、「無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案について」につきまして、布施田移動通信課長から説明をお願いいたします。

○布施田移動通信課長 移動通信課長の布施田でございます。よろしく願いいたします。諮問第30号の無線設備規則と特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案について、資料を使ってご説明させていただきます。

今回の諮問の背景は大きく2つございます。一つは、現在使われております最新の携帯電話システム、LTEがございしますが、LTEよりも高速の通信が可能となる移動通信システム、LTE-Advancedというものがございします。このLTE-Advancedの技術を現在携帯電話に割り当てられている周波数帯に導入することが1つ。

もう一つは超広帯域無線システム、Ultra Wide Band、UWBとされているものがございしますが、これは現在通信のために使われております。それを今後センサーとしても使う、新たな利用方法の導入をすること、この2つの内容に伴う改正でございます。

L T E - A d v a n c e dの技術の導入については、今年7月に情報通信審議会から技術的条件が答申されております。UWBの新たな利用方法につきましては、今年の9月に情報通信審議会から技術的条件が答申されているところでございます。

改正省令案の概要でございますが、L T E - A d v a n c e dの技術の導入につきましては、無線設備規則の中の空中線電力の許容偏差、空中線電力、周波数の許容偏差、占有周波数帯幅の許容値などの規定を設けます。

また、L T E - A d v a n c e dの試験のための通信を行う無線局に関する規定を削除いたします。これは、L T E - A d v a n c e dの技術の場合には、基地局自らが他からの電波を使わず、自分で試験ができるということで、これまでは試験をするための無線局を新たに規定していましたが、L T E - A d v a n c e dは基地局自体で試験ができるということで、この試験を行う無線局の規定を全て削除します。

また省令として、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則におきましても、今申し上げましたように、L T E - A d v a n c e dの場合は自分で試験ができますので、試験を行うための無線局に関する規定を削除いたします。

超広帯域無線システム、UWBにつきましては、無線設備規則の中からこれまで交流電源に接続して使いなさいという規定がございましたが、これを削除いたします。また、7.25GHzから10.25GHzまでの周波数帯におきましてこれまで送信速度制限がございましたが、これも撤廃いたします。

また空中線電力が低い無線設備、 -70 dBm/MHz でございますが、低

い電力の無線設備については干渉軽減機能の具備が不要ということの規定する
ものでございます。

この2つの内容でございますが、次のページから概要をご説明していきます。
めくっていただきまして別紙1、3ページでございます。L T E - A d v a n
c e dの技術を先にご紹介させていただきます。

まず携帯電話の進化でございますが、この絵を左から見ていただきまして、
アナログの第1世代、デジタルになった第2世代、デジタルになって世界共通
方式になった第3世代、さらに高度化がございまして、現在第4世代の検討を
しているところでございます。

下側に無線アクセス、無線L A Nの流れを書いております。無線L A Nは
もともと移動せずに高速通信をするという概念から始まりましたが、現在では
それが移動して使えるような形、B W Aという技術に発展しています。この携
帯電話の流れと無線アクセスの流れが融合して第4世代の技術が今確立すると
ころでございます。

次のページをご覧ください。4ページです。第4世代でございますが、こち
らは最大伝送速度1 G b p sを提供可能とする規格でございます。上から2つ
目でございますが、総務省では本年7月に情報通信審議会から答申を受けてお
りまして、答申の内容は3.4 G H zから3.6 G H z帯の技術的条件、それと
あわせて既存の携帯電話用周波数帯、例えばドコモですと700 M H z、80
0 M H z、1.5 G H z、1.7 G H z、2 G H zと、携帯事業者に割り当てら
れている周波数帯に適用する場合の技術的条件の答申を受けております。今回
の改正はその割り当てられている周波数帯、既存の周波数帯に技術を導入する
際の制度整備でございます。

この技術の特長でございますが、1つ目は光ファイバー並みの超高速通信を
実現するものでございまして、ここでは各世代の技術の能力を棒グラフで書い

てございます。第4世代の技術を使うと2時間のDVDでも30秒で送ることができるということでございます。

特長の2つ目が柔軟性の高い電波利用を実現するというところで、新しい技術を導入してございます。2つ以上の搬送波、2つ以上の無線の回線を一体として高速通信を実現するキャリアアグリゲーション、搬送波を集める、アグリゲートするというところでキャリアアグリゲーションという技術がございます。これを導入いたします。

5ページをご覧ください。このキャリアアグリゲーションの技術のご説明です。2つ以上の搬送波を一体として使い、受信した後端末の中でそれを融合させて一つのサービスを提供するものでございます。ここでは2つの例示を解説してございます。連続するキャリアの場合、左の絵で言いますと800MHz帯の中で2つのキャリアが連続している、例えば10MHzのキャリアと5MHzのキャリアがあった場合、この2つを一体として使う場合。また右側でございしますが、不連続の搬送波のキャリアアグリゲーション。一つの波は800MHz帯の波でもう一つのキャリアは2GHz帯という、離れた周波数帯のキャリアを一体として使う例がございします。下は、例えばということでございますが、800MHz帯の10MHz幅と2GHz帯の20MHz幅、これは合わせて30MHz幅ということで、225Mbpsの高速通信ができるということでございます。このような技術を導入してまいります。

具体的に改正の事項でございますが、6ページをご覧ください。無線設備規則の中に、特に第14条では空中線電力の許容偏差を決めてまいります。こちら、空中線電力の許容偏差は国際標準化団体の3GPPで標準化が進んでおりますので、それらの規定を反映する形で各種の規定を改正しております。

また第24条は、先ほど申し上げました試験を行うための無線局が必要なくなりましたので、それに関連する規定を削除してございます。

第49条の6の9では、キャリアアグリゲーション、先ほどご説明いたしました新しい技術の定義を書いております。詳細になりますが、お手元の資料の中に無線設備規則の新旧対照表がございます。縦書きの表でございます。そちらの7ページをご覧ください。上の段、左側一般的条件というところにキャリアアグリゲーション技術ということで、「二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう」という定義を書き込んでございます。「一又は複数の基地局（一の者により運用されるものに限る）と一の陸上移動局との間の通信に限るもの」と書いてございます。

この定義につきましては、この無線設備規則の改正案をパブリックコメントに出しましたときにコメントをいただいております。一つはソフトバンクからいただいたコメントでございまして、ソフトバンクはこのキャリアアグリゲーションを複数の事業者、ある事業者の搬送波と別の事業者の搬送波を合わせて一体としてサービスすることも、当該事業者間の合意があればできるのではないですかということです。一方ドコモからは、そのような異なる事業者でのキャリアアグリゲーションについては、その導入に伴う課題、また公正競争上の観点から新たな整理が必要だと思っておりますというご意見が出たところでございます。

この無線設備規則の各条文は、一つの免許人に対して電波を割り当てるということでこれまでも対応してきておりますので、ここで決めているキャリアアグリゲーションは1人の免許人、一つの者が免許されている幾つかのキャリアを一体的に使うと規定するものですということで、先ほどご紹介しました定義の括弧の中に、「一の者により運用されるものに限る」と、今回明記しております。

一方、異なる事業者間でのキャリアアグリゲーションにつきましては、今後の電波利用の全体的なあり方も考慮して別途検討していきたいと考えております。

して、先ほど行いましたパブリックコメントに対しても、別途検討していくことを総務省の意見として出ささせていただくことにしてございます。

以上がLTE-Advancedについてでございます。先ほどの説明資料に戻ります。

7ページでございます。こちらが超広帯域無線システム、UWBの概要についてでございます。UWBの無線システムは幅広い帯域幅をとります。500MHz以上の帯域幅に弱い電力で拡散させるシステムでございます。雑音のように非常に小さい電力ですので、ほかのシステムとの共用が可能になるという特徴を持っております。現在は3.4GHzから4.8GHz帯と、7.25GHzから10.25GHz帯と、低い周波数帯と高い周波数帯それぞれにございます。使っている電力が非常に弱いこともございまして、免許不要で運用可能なシステムとなっております。

一番下の枠でございますが、この運用に当たっては、制限事項がございます。送信速度は50Mbps以上、速い通信システムに使うこと、また屋内で使うこと、また3.4GHzから4.8GHz帯、低い周波数帯については今後のシステムが入ってくることを想定して、過剰な電力を使わないように、大きい電力を使う場合に電力を下げる、つまり干渉を軽減する機能が必要ですという制限があるところでございます。

次のページから改正事項でございます。一つ目が速度の制限の撤廃でございます。上の枠の一つ目のポツでございますが、UWBの特徴としまして非常に時間の短い、鋭いパルス幅を出せるシステムでございます。鋭いパルス幅が出せるということは、その分精緻な位置確認とか、センサー的に使えるということでございます。これを使っていきたいというニーズが高まっております。

一方、先ほど申し上げましたとおり送信速度50Mbps以上と、通信をすることが前提になってございます。またセンサーの利用につきましては高い周

波数帯、7.25GHzから10.25GHz帯で期待されています。この高い周波数帯において送信速度制限を撤廃することができるのか、それが妥当かということを情報通信審議会でも議論していただきました。今回この送信速度の規定を撤廃しても他の無線システムとの共用が可能ということで、撤廃の修正案を出しております。

9ページでございます。交流電源接続規定の削除についてでございます。改正の概要のところ赤字で現在の規定が書いてございます。現在、「交流電源を使用していない無線設備については」、これはシステムの中での子機をあらわしております。子機は交流電源を使用している親機からの信号を受けた後でなければ電波が出ません。つまり子機が勝手に電波を出さないような規定が入っております。またその親機は交流電源を使用する。つまり建物のコンセントからの電源を使うということで、屋内で使うことを想定した規定が入っております。このような状況に対して、センサー利用について、バッテリーで駆動した機器を使用したいという希望がございます。親機をバッテリー駆動することと、親機からの信号を待たずに子機も発信できるようにすることについて審議を行いました。

情報通信審議会では、そのように子機が電波を出せるということ、親機が移動するというところで、センサーの数が増えたときに混信があるかないかという検討になりました。この検討相手は衛星通信システムでございますけれども、そちらと検討した結果、有害な干渉が直ちに発生する状況にはないという結論でございます。今回この規定につきましては交流電源接続規定を削除するという判断になったところでございます。

10ページでございます。干渉軽減機能でございます。低い周波数帯の3.4GHzから4.8GHz帯につきましては、今後システムが導入されることが想定されておまして、先ほど申し上げましたように干渉軽減機能を有するこ

ととなっております。今はその機能を有することは免除されている経過期間になってございまして、来年以降、この干渉軽減機能を有することとなります。

一方、システムによってはもともとそれほど出力をしない、ここにあります -70 dBm/MHz 、非常に弱い電力しか使わないシステムがございまして、そういう設備についてはこの干渉軽減機能を持たなくてもよいことをここで明示するものでございます。

UWBについては以上でございまして、先ほどの新旧対照表で申し上げますと、8ページと9ページの間になります。8ページの下の段の一番左側、第49条の27になりますが、ここに、「交流電源を使用して」云々という規定がございましたが、これを削除しております。また9ページの上の段になりますが、送信速度につきまして、低い周波数帯には送信速度の制限を残して、高い周波数帯については削除する規定をしております。

また9ページ上の段の8項でございまして、 -70 dBm/MHz という低い電力を使っているものについてはこの限りではない、この干渉軽減機能を有するものではないという3つの項目を修正している案でございまして。

以上が省令の改正案のご説明でございまして。施行につきましては、答申を受けた場合、必要な作業をしまして、来年1月1日施行を予定しているところでございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○前田会長 どうもありがとうございました。ただいまの件につきましてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 確認の質問なんですが、平成25年7月の情報通信審議会から新しい帯域の 3.4 GHz から 3.6 GHz までの技術的条件と既存の周波数帯の両方を受けて、今回はそのうちの既存の周波数帯を対象としているということですね。

○布施田移動通信課長 そうです。

○原島代理 実際に制度整備を行ったときにサービス開始を予定しているのは来年の1月と考えているのかということですが。

○布施田移動通信課長 関係者と相談、状況についてヒアリングをしておりますところ、LTE-Advancedに対応した機種、端末が今ないものから、出てくるのが次のシリーズ、または次の次のシリーズだと思っておりますので、実際のサービス開始自体は来年中ごろになると思っております。ただ、制度自体は来年1月1日から施行させたいと思っております。

○原島代理 わかりました。そのときに、先に既存の周波数帯のサービスが始まって、その後新しい周波数帯のサービスが始まると考えてよろしいでしょうか。

○布施田移動通信課長 そうですね。

○原島代理 そのときに、第4世代は最大伝送速度1Gbpsと言っているんですが、既存周波数帯で1Gbpsを出すことが可能なのか、1Gbpsを出すためには百数十MHzの帯域が必要になりますね。そうすると、第4世代は1Gbpsと言いながら、最初のサービスはそれは出ないサービスになるんじゃないかという気がするんですが、その点はいかがでしょう。

○布施田移動通信課長 おっしゃるとおりでございます。LTE-Advancedの技術としては1Gbpsを出すことが可能な技術でございますが、実際に事業者が持っている周波数帯をキャリアアグリゲーションが集めてきまして、先生のご指摘のとおり150MHz以上ないと実際に1Gbpsが出ませんので、1Gbpsを出すこと自体は今は難しいと考えてございます。新しい周波数帯、3.4GHzから3.6GHz帯につきましては、政府の指針にも書いてあるとおり、来年周波数割当てをして、再来年実用化という状況でございます。そちらの周波数帯、3.4GHzから3.6GHzまでは200MHzありますので、そこを何社かで使っていくんだと思っておりますけれども、それと既

存の周波数帯を合わせることで、より高速なものが対応できていくのかなと考えております。

○原島代理 その1 G b p sというのは、既に割り当てた帯域を、全てに近いぐらいキャリアアグリゲーションをしないと難しい、帯域的にはなかなか難しいということでしょうか。

○布施田移動通信課長 もう一つすみません、キャリアアグリゲーションとともに送信受信の技術でM I M O、Multi-Input Multi-Outputの技術がございますが、現在2×2なのですが、2つの送信と2つの受信アンテナがあっやっていますけれども、そちらを4本×4本、4つの送信アンテナ、4つの受信アンテナという技術も今開発中でございますので、それとの合わせ技で、高速化が考えられているところでございます。

○原島代理 わかりました。ありがとうございます。

○前田会長 ほかにいかがでしょうか。この後、もしかしたら割り当てられるかもしれない3.4 G H zから3.6 G H zまでは、資料を見ると欧州で割り当てることが決まったということなんですか。

○布施田移動通信課長 欧州もアメリカも、各国とも3.4 G H zから3.6 G H zまでを使おうとしております。使う意志は欧州側も表明しております。検討事項は、L T E - A d v a n c e dの中には時間で分割するのか、周波数で分割するのか、大きく2つのやり方がありまして、どちらが優勢になるか、欧州、世界はどちらを主力として見ているのかという検討をちょうど今やっているところでございますので、それらを見ながら私どもの周波数の割当てに生かしていきたいと思っております。

○前田会長 後ろのほうの11ページ、今回の改正点を一覧にしている、2番目の案件になるかもしれませんが、そこを見ると3.4 G H zも入っていますよね。ちょうどそこがぶつかってしまうような形になっているけれども、そこは

室内と大出力の室外とだから、干渉しないから構わないということなんですか。

○布施田移動通信課長 この委員会の中では携帯電話事業者とか、関係者に入
っていただいて、移動体通信システムが入ってくる、携帯電話が入ってくるこ
とと想定しまして、干渉軽減機能をここは具備するとなつてございます。

○前田会長 ほかにありますでしょうか。ありませんか。それでは、特にその
ほかのご質問、ご意見がないようですので、諮問第30号は諮問のとおり改正
することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがでしょうかと思ひますが、よ
ろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですのでそのように決することといたします。
答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してく
ださい。

以上で総合通信基盤局関係の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

○前田会長 準備ができましたら、情報流通行政関係の職員の入室を依頼して
ください。

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局関係)

(2) 無線設備規則及び基幹放送局の開設の根本的基準の各一部を改正する省
令案について (諮問第31号)

(3) 基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び99MHzを超
え108MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案につ

いて（諮問第32号）

（4）基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について（諮問第33号）

（5）基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の各一部を改正する省令案について（諮問第34号）

○前田会長 それでは審議を再開いたします。

最初に諮問第31号、「無線設備規則及び基幹放送局の開設の根本的基準の各一部を改正する省令案について」、2つ目に諮問第32号、「基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案及び99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案について」、3番目、諮問第33号、「基幹放送普及計画の一部を変更する告示案について」、及び4番目ですが、諮問第34号、「基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令及び標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式の各一部を改正する省令案について」、以上4つの諮問につきまして秋本放送政策課長、徳光地域メディア室長、野崎放送技術課長及び長塩地上放送課長から一括して説明をお願いいたします。

○秋本放送政策課長 それではお手元の資料のうち、説明資料の後に諮問第31号から34号、参考資料と右肩に打っておりますA4横の資料があるかと思いますが。これを使いましてご説明をさせていただきたいと思います。まず私、放送政策課の秋本からV-Highにかかわる部分につきましてご説明させていただきます。

2ページをお開きいただきたいと思います。「移動受信用地上基幹放送とは」

と題するページでございます。ここでV-H i g hとV-L o wの位置づけを改めてご確認いただきたいと思います。かつてのアナログテレビジョン放送の空き周波数帯を活用した移動体端末向けの基幹放送でございます。

V-L o w、V-H i g hそれぞれの特徴を下にお示ししてございます。V-H i g hは携帯端末での受信が中心、全国一律の放送、そして現状行われているのは有料放送でございます。このV-H i g hの放送に係る制度整備について4ページ以降でご説明させていただきます。

4ページでは経緯をご説明しております。移動受信用地上基幹放送のうち、VHF帯の高いほうの周波数帯を使用する放送でございます。映像・音響・データを組み合わせる。またリアルタイム型と蓄積型を組み合わせるという、マルチメディア放送の普及を図るものとして導入がなされております。3年前の9月にハード事業者の特定基地局開設計画を認定いたしております。全部で33セグメントでございます。このときには2社から申請があり、ドコモ系のジャパン・モバイルキャストイング（Jモバ）を認定いたしております。2年前の10月にソフト事業者といたしまして1社から申請がございました。このソフト事業者もドコモの子会社でございます。m m b iでございます。こちらに対しまして13セグメントをお使いいただく形での放送業務を認定いたしております。すなわち20セグメントは現状まだ空いている状況でございます。昨年4月からこのm m b iによるサービスが開始されました。サービス名称をNOTTVとしております。そしてハード事業者であるJモバによる世帯カバー率は8月末時点で約78%、現状、10月中旬時点では82%となっております。そして9月にNOTTVの加入者数が150万件を突破したということでございます。

下に目を転じていただきまして、全体33セグメントあるうち13セグメントを使用する形で、現在放送サービスが営まれています。なお最終行に、中規

模枠、小規模枠、大規模枠、そして1セグ枠と書いてございます。これは2年前の10月にソフト業務を認定する際に、その前の制度整備の段階での参入希望調査を踏まえてこのような中規模枠、小規模枠、大規模枠、1セグ枠という参入枠を設けていたところでございます。

5ページにお進みいただきたいと思えます。既に参入しているmmbiによるマルチメディア放送をお示ししております。リアルタイム型と蓄積型を組み合わせたサービスとなっております。蓄積型につきましては、夜間・早朝で7セグメント、昼間の時間帯で4セグメントを使う形でリアルタイム型と組み合わせられて放送がなされているということでございます。

6ページにお進みいただきたいと思えます。全体で33セグメントのうち20セグメント分が未使用でありますことから、今年の夏に参入希望調査を改めて実施いたしました。その結果をこのページでまとめております。下からご説明したいと思います。全体で29社から参入希望が寄せられました。このうち20社は、衛星基幹放送等においてテレビジョン放送を提供されており、それと同時に同内容の放送を携帯向けに送りたいというご希望でございました。また、同時に同内容ではないけれどもテレビジョン放送を独自編成で送りたいという会社が6社ございました。これらを合わせますと26社でございます。この26社はリアルタイム型と蓄積型を組み合わせるマルチメディア放送を実施したいというご希望ではございませんでした。蓄積型についての希望がなかったということでございます。それから、2社は放送の種類を特定せず、未定ということで参入希望を寄せていただいております。28社が既存の衛星基幹放送等においてテレビジョン放送事業を営む事業者の方々でございました。1社が独立系の新規参入希望者でございました。その詳細を7ページにお示ししてございます。非開示を希望されたところは、恐縮でございますが黒塗りとさせていただきます。

参入希望調査の背景を8ページでまとめております。まず移動受信の視聴ニーズの高まりという点がございませう。地上放送につきましては携帯の1セグで視聴することができますけれども、衛星放送やケーブルテレビの放送事業者にとりましては、これまで固定受信メディアとして発達し、現状では移動受信ニーズに応えるためのツールを持っておりませう。またインターネット上の動画配信との違いもございませう。その点につきましては左下をごらんいただきたいと思ひませう。インターネット上の動画配信の場合は権利処理の問題、またアクセスが集中する時間帯における輻輳という技術的な問題がございませう。これがV-High放送、放送波によるサービス提供でございませうと、権利処理が比較的容易であるとともに輻輳が生じるおそれがないということで、参入希望を多数寄せていただひているところとございませう。

また右側をごらんいただきたいと思ひませう。これら参入希望調査を寄せていただひた事業者さんの多くの声からしませうと、視聴者から蓄積型放送についてのニーズがあまりない、また設備投資に見合うメリットがあるかどうかわからないというものが多数とございませう。結果として、1チャンネル当たり1から3セグメントを使ひましてリアルタイム型放送を希望する事業者さんが大多数とございませう。

これを踏まえて幾つか制度改正を要する事項とございませう。9ページはこのうち電波監理審議会に諮問を要する事項とございませう。基幹放送普及計画を2カ所変更する必要があると考へてございませう。

まず、現行の制度ではマルチメディア放送のみ可能となつておりませうところを、改正後はマルチメディア放送に加えましてテレビジョン放送も可能とするという改正とございませう。

第2といたしまし、大規模枠、中規模枠、小規模枠、1セグ枠を設けておりました結果、放送の数の目標がこれまで限定されておりました。全部合わせ

て大規模枠で1社、中規模枠で1社、小規模枠で1社、1セグ枠で7社程度、合わせて10社程度が今の放送番組の数の目標でございます。この点につきまして、多くの者の参入を可能とする観点から、1チャンネル当たり1から3セグごとの申請として参入枠を7から20程度と改めるという点でございます。

このほか非諮問事項を10ページにまとめてございます。放送法関係審査基準につきまして、何点か制定、あるいは改正事項がございます。

まず絶対審査項目は放送法に照らして必ず審査する項目でございます。1項目でも不適合がございますと認定しないこととなります。この絶対審査項目に適合する申請が割当て枠数を超えた場合に比較審査に移ってまいりまして、第1次の比較審査といたしまして、青少年の保護を図っているか、広告放送の割合がどうかという点ですぐれた事業者を選定いたしまして、さらに枠が足りない場合には第2次の比較審査に移ります。この第2次の比較審査におきましては事業計画の確実性がより見込まれるかどうか。そして放送番組の多様性と書いてございますのは、V-High移動受信用地上基幹放送全体として放送番組の分野の偏りがないように、例えばアニメ番組ばかりにならない、スポーツ番組ばかりにならないようにという観点から比較審査をいたします。

3点目、放送の特性を生かしたサービスの推進。マルチメディア放送をしたいという申請も引き続き可能でございますし、このマルチメディア放送をしたいという申請については加点要素にいたしまして、そういうものについては比較審査において点数を高くして適合性を審査することでどうかと考えてございます。

11ページにお進みいただきたいと思います。本日この電波監理審議会にご審議いただきまして制度設計が固まりますれば、具体的な申請の受付を来月中旬以降開始したいと考えてございます。また、この具体的な申請を受けてどの事業者を認定するかという点につきましては、4月ごろにまた電波監理審議会

にお諮りして、具体的な第2次の参入事業者の認定をしていきたいと考えているところでございます。ハード側の準備もございますので、新たなV-High移動受信用地上基幹放送のサービス開始は再来年の4月と現状では見込んでいるところでございます。V-Highについては以上でございます。

○前田会長 続いてお願いします。

○徳光地域メディア室長 地域メディア室の徳光と申します。よろしくお願いたします。初めに、これまでの経緯等簡単にご説明し、その上で具体的な制度案の中身を説明させていただくという流れで進めたいと思います。

まず13ページの経緯でございます。平成19年6月に情報通信審議会で地デジの跡地利用について答申を受けました。これはV-Highも共通でございます。その後懇談会や研究会で具体的な絵姿等も議論してまいりました。昨年から実証実験も実施されております。本年3月から4月にかけて改めて参入希望調査を実施いたしました。その前に、実は民放連においてもV-Lowを昨年来検討してきたわけですが、その結果を公表しております。内容はV-Lowマルチメディア放送にラジオ全社での参入の合意には至らなかった、そしてマルチメディア放送とAMの難聴対策のためのFM波利用、この双方が両立する制度整備を求めるものでございます。

また並行して放送ネットワーク、これは基本的に今のアナログラジオについてでございますが、これの強靱化に関する検討会を開催させていただいておりましたけれども、ここに書いておりますような提言もいただいたところがございます。V-Low帯の一部についてマルチメディア放送の新規参入等に十分配慮した上で難聴対策等の必要性を勘案し、AM放送やFM放送においても利用可能とすることが適当というものでございました。

これらを踏まえまして改めて周波数割当て等の基本の方針、これは法令ではなくてまさに行政として今後の制度整備の方向性を示したものでございますが、

これをパブリックコメントも実施しながら本年9月に策定・公表、そして今回の制度整備に至ったものでございます。

14ページをご覧ください。これは周波数割当ての基本的方針のイメージ図でございます。V-Low帯、従来はこれ全部がマルチメディア放送に割り当てられる予定でございましたが、うち99MHzから108MHzまでをマルチメディア放送に用いることとし、各地方ブロックには半分ずつ、9セグメント分を割り当てるということでございます。95MHzから99MHzまでは新たにガードバンドとしますが、マルチメディア放送について混信回避のために真に必要な場合には割り当てるというものでございます。

なお、※で書いていますが、デジタルコミュニティ放送、今のコミュニティ放送のデジタル版のようなものですが、これにつきましては今後の導入に向けて技術基準その他の制度整備を進めるということで、今回の制度整備の対象ではございません。

また下のほうにありますV-Low帯の一部、90MHzから95MHzまではコミュニティ放送やAMの難聴対策、災害対策のためのFM中継局に割り当てる。そして76MHzから90MHzまでの既存FM帯域。ここには地域によってアナログテレビのガードバンドとして空けていた部分がございます。これを含みます既存FM帯域は、従来からのFM放送やコミュニティ放送に加えまして、AMのFM中継局、既に外国波混信対策用には割り当てられておりますが、新たに地理的・地形的な難聴対策用にも割り当てるとでございます。今の地理的・地形的な難聴部分は、この後にご説明させていただきます諮問内容に関係してございます。

15ページをご覧ください。今年3月から4月にかけて参入希望調査をいたしまして、その結果をまとめておるものですが、これで具体的にご説明したいと思います。これは参入希望の提出のあった方々から我々で個別にヒアリング

をいたしまして、その結果をまとめたものでございます。

ハード事業につきましては、VIP株式会社、これはエフエム東京やその他の企業によって今後設立予定の会社であります。ここが全国を7ブロックに分けて、その全てに9セグメントで参入を希望しているということでございます。ソフト事業につきましても、エフエム東京系列、その他の企業が出資し、既に企画会社としては各地域に設立されておりますが、その各地域のマルチメディア放送株式会社がそれぞれの地域に6セグメントで参入を希望しています。ただ北海道と東北ブロックにつきましては、北日本マルチメディア放送株式会社という1社がその両方に参入を希望しているということでございます。その他の事業者も、意向の程度はそれぞれでございますが、ソフト事業へ参入を希望しています。ちなみに1/5セグメントというものがありますが、これがあればFMと同程度の音質による音声ストリーミング放送が可能になるところでございます。

それでは資料の16ページに移っていただきます。

これはサービスイメージ等につきまして一般的な資料を添付しているところですが、もう少し具体的に想定されるサービスを口頭で申し上げます。エフエム東京グループはソフト事業として各地域とも6セグメントを希望しているわけですが、これを3セグメントずつ大きく2つのサービス、一つはドライバー向け、受信機は車載器が中心になってまいります。5.1チャンネルサラウンドの音楽等の放送。これに加えまして文字、あるいは図形データ等で詳細な道路交通情報、その他地域情報を提供するものでございます。

もう一つはスマホ等に向けたものでございますが、ブロック内のFMラジオのサイマル放送等、あるいは電子チラシ、電子雑誌その他地域情報。さらに通信と連携したサービス、またデジタルサイネージに向けた情報配信も想定しているところでございます。これは福岡で既に実証実験をしているところでござ

いますが、来年夏ごろから九州でサービスをまず開始し、そのほかの地域も順にサービスを開始していきたいというものでございます。その他の参入希望の提出があったところについてですが、既存のラジオ事業者は現行ラジオのサイマルが中心でございまして、その他は地域情報等の提供を検討中という状況でございました。

17ページをご覧ください。これは参入に係る制度の枠組みを簡単に示してございます。ハード事業につきましては電波法に基づいて特定基地局、これは法令用語でございまして、V-Lowマルチメディア放送の親局・中継局という意味でございしますが、その開設計画を、今回お諮りいたします開設指針に基づいて作成し、認定をとっていただく。そしてソフト事業につきましては放送法に基づく認定をとっていただくということでございます。

それでは中身の説明をさせていただきます。18ページの基幹放送普及計画等の変更でございます。まず基幹放送普及計画。初めに基本理念的な部分でございしますが、国民に放送を最大限に普及させるための指針ということで、ここはV-Highと共通の部分で既に規定はございまして、今回V-Highにテレビを導入するというので若干規定を整理しておりますが、V-Lowマルチメディア放送も移動受信用地上基幹放送ということで該当するものでございます。そして下のほう、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るための基本的事項についてということで、下に二重丸で現行の条文をつけておりますが、現在地上基幹放送、地上のテレビ、ラジオについて、地域社会を基盤とする地域住民の要望に応える等々を規定しているところでございますが、V-Lowマルチメディア放送につきましても地域向けの放送として位置づけて普及を図るということから、ここに含まれるように規定ぶりを改めるものでございます。

19ページをお願いいたします。第3の放送対象地域及び数の目標でございます。北海道から九州・沖縄までの7つの地方ブロックが放送対象地域です。

ここでは記載を省略しておりますが、その上の総則と書いているところで、それぞれの広域放送を構成する都府県について定義しているところがございます。

数の目標としては3から5程度、これは各地域9セグメントということですが、V-Lowの技術的特徴として3セグメントの塊とばらの1セグメントを組み合わせて送信することができる場合がございます、注書きでテクニカルに書いておりますけれども、ここでは3セグメントの塊が2つ、1セグメントが3つ、それぞれ1サービス1番組として5番組。あるいは3セグメントのサービスが3つとして3番組ということで、3から5程度としているところがございます。ただし、後からご説明いたしますけれども、1/5セグメントといった単位での参入も認めることとしておりますので、この注書きの本文の最後のほうで、これ以外の方法による利用を妨げるものではないと付記しているところがございます。

最後、基幹放送用周波数使用計画でございます。これは使用する周波数を中心周波数、周波数のポイントで規定しております。基本的には下の2つでございます、一番上、97MHzは注書きで、混信またはその可能性が発生し、これを回避するために真に必要な場合ということにしております。

20ページをお願いいたします。これはハード事業の関係で、特定基地局の開設指針案でございます。1の特定基地局の範囲から5まで、構成・項目立ては法定されておりますし、V-Highの場合も同様でございます。使用させることとする周波数、先ほど申しましたように全体として99MHzから108MHz、この半分、9セグメント分の周波数を各地域に交互に割り当てていくということがございます。

それから3、認定から5年以内に達成すべきカバー率について、c.f.として明朝体で記載しておりますが、V-Highの場合は全国90%以上、かつ総合通信局の区域ごとに70%以上。通信の場合は総合通信局の区域ごとに5

0%以上というのが一般的でございます。さらに3年以内で幾らといったものをあわせて記載している場合もございます。そして今回のV-Lowマルチメディア放送についてですが、関東・甲信越、近畿は80%以上等、あるいは各都道府県ごとに50%以上と定めているところがございます。これは早期に普及を図る観点からできるだけ高い数値が求められるわけですが、他方で現実的な対応可能性にも配慮して設定したということございまして、関東、近畿等の人口の多い地域はより高い数値、そしていずれにしても各ブロックともに、通信の場合の50%よりも高い数値にしてございます。

駅カバー率や道路カバー率も、移動受信用地上基幹放送ということでV-Highも定めておりますが、これと同様に定めております。

次のページをお願いいたします。これは開設指針の別表で、開設計画の認定の要件となります。

1、開設計画の適切性及び計画実施の確実性について、先ほど申し上げましたカバー率の要件を満たすこと等々、あるいは受信設備の普及に関する事項等々を規定しています。そして2、混信等の防止、電波の能率的な利用の確保、その他であります。これもV-Highの場合と同様でございます。

なお開設計画は、電波法に従いまして放送対象地域ごとに認定することになりますが、ソフト事業と異なり、マスメディア集中排除原則がございませんので、一の者がすべての放送対象地域で認定をとることも可能でございます。

次のページをお願いいたします。次はソフト事業の関係で、放送法に基づきまして、いわゆるマスメディア集中排除原則を定めるものでございます。

まず一の者は、一又は隣接する2つの放送対象地域において、各地域最大6セグメントまで参入可能としています。すなわち2つのことを言っております。順番はちょっと逆にご説明しますが、一つの放送対象地域について9セグ中6セグまでということが一つでございます。これは放送の多元性の確保の観点か

ら、同一放送対象地域で複数者の参入を確保するという事です。そして参入希望の状況、現に6セグでの参入希望があり、かつこれを認めても他の事業者の参入を阻害する状況にはないことを勘案したものでございます。それと、参入可能な放送対象地域の数と範囲は、一または隣接する2つの放送対象地域までということでございます。これは特に地域性の確保の観点からは、どの地域でも幾つでもいいというものではなくて、一定の制約を設けることが基本的な考え方となりますが、その上で参入希望の状況も勘案して、ある地域及びその隣接地域までの参入を認めるものでございます。

ちなみに地上基幹放送の場合は、テレビが一つ、ラジオは経営環境を踏まえた規制緩和の中で放送対象地域を問わず4つまで兼営可能となっております。加えてテレビ、ラジオともローカル局同士が連続して隣接する放送対象地域での兼営も可能となっているところでございます。

主たる出資者等はできるだけ放送対象地域に住所を有する者でなければならない、いわゆる地元資本要件も課します。これは地上テレビ放送、地上ラジオ放送の場合と同じでございます。

そして※で書いておりますが、申請・認定の単位、非諮問事項でございますけれども、ソフト事業の単位として参入希望もありました1/5セグメント単位での参入も可能としてございます。

23ページも非諮問事項でございますが、ソフト事業の認定の要件を列挙しております。絶対審査基準、比較審査基準を記載してございますが、基本的にV-H i g hマルチメディア放送のものに準じてございます。

一点、比較審査基準の最後に、「ローカル番組がより多く設けられていること」とありますが、これは現在の地上放送の比較審査基準にもございまして、同じ地域メディアとしてこれを規定してございます。

○野崎放送技術課長 24ページに技術基準について取りまとめております。

上から三つ目ですが、中心周波数、これは先ほど説明がありましたが、全国を二つのチャンネルに分けて、それぞれのチャンネルの中心周波数を規定しております。

周波数帯幅でございますが、1チャンネルを9セグメント構成として3.9MHzと規定し、その下がスプリアス発射と不要発射、要するに帯域外の電波の許容値を定めております。

その下、多重化／伝送路符号化でございますが、3セグメント形式のOFDMフレームと1セグメント形式のフレームを任意に連結してTSパケットに多重化して伝送する方式でございます。

映像符号化につきましてはV-High放送と同じH.264という符号化方式でございます。音声符号化もV-High放送と同じでございます。

最後ですが、放送区域の所要電界強度を決めております。

○徳光地域メディア室長 スケジュールの関係を付言させていただきますと、今回のものがV-Lowの制度化という意味では制定すべきものの大半であります。1点、安全信頼性基準関係の省令改正がございまして、これは12月の電波監理審議会にお諮りしたいと考えております。

いずれにしましても年内に制度整備を完了して、その後ハード事業の開設計画の募集を開始して、審査状況にもよりますが来年3月、年度内にはその認定をしたい、そして引き続いてソフト事業の募集に向かうという運びを考えてございます。よろしく願いいたします。

○野崎放送技術課長 続きまして、中波放送の難聴対策に係るFM方式の中継局に係る制度整備についてご説明いたします。

まず、28ページを先にご覧下さい。今回の制度整備部分を赤枠で囲っております。「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」を踏まえまして、今回、赤枠の部分について一部先行して制度整備を進めるものでございます。これま

で中波放送、いわゆるAM放送が外国波の混信を受けている場合にFM方式に変換して放送する中継局を設置することができましたが、今回、それを地理的・地形的原因で難聴が起きているところにもFM方式の中継局が設置できるようにする制度整備でございます。

26ページに絵が四つございます。まず左側は現在可能となっている外国波混信対策でございます。AM放送は世界中で使われており、特に夜間になりますと非常に長距離を伝搬しますので、近隣国からのAM放送が日本まで到達し、九州北部や山陰地方等で混信を起こしております。このような場合には、左下にありますようにAM放送をFM方式に変換して放送することで、外国波による混信障害を受けずにFMラジオで聞いていただけるもので、現在最大で100ワットの出力まで認められているものでございます。

今回、右側のような場合についても対象を拡張して同様な対策を可能にするということでございます。地形的難聴につきましては、AM放送の送信アンテナは地面に効率よくアースをとる必要がありますので、海拔高の低い平地に設置されることが多いため、その電波が山で遮蔽されてしまい、山間地等に電波が届かないことがあります。そのような場合、右下にありますようにFM方式の中継局の場合は地面にアースをとる必要がありませんので、山頂に送信アンテナを建てられますし、テレビの送信鉄塔に共同でFM方式の中継局を設置することもでき、こうした中継局でAM放送をFMに変換し放送することで、山間地等にもラジオ放送の電波を届けることができます。

もう一つ、地理的難聴というものがございまして、これは同じ周波数を使用する異なる送信所からの放送波が、同程度の電界強度で受信される地域では、両方の電波が打ち消し合って非常に聞こえにくいことがあります。このような地域が集落にかからないよう、考慮して置局されておりますが、都市化により人口の増加が著しい地域などでは、このような受信障害が発生する世帯が生じ

ることがあります。そのような地域につきましても、右下の図のように、FM方式の中継局を設置して送信することで解消されます。AM放送局は非常に大きな送信アンテナが必要ですが、FM方式の中継局はそれに比べて小さいアンテナで済みますので、コスト的にも非常に負担が軽いため、「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」を踏まえて、このようなものについても制度整備を行うものでございます。

27ページに条文（案）をお示ししております。変更箇所は4項の（2）になります。これまで中波放送のFM方式の中継局による混信対策は、外国波による混信対策に限定しておりましたが、地形的原因等で生じる遮へいによる受信障害対策等について拡張するものでございます。

パブリックコメントでいただいたご意見をご紹介します。V-Lowマルチメディア放送と放送ネットワークの強靱化については、「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」で一緒に提言されております。基本的方針に沿う形で制度整備を進めることに賛同ということで、AM・FM放送事業者39者、民放連から賛同の意見をいただいております。

その他、個別の意見について若干ご紹介いたします。

一点目は、90MHzから95MHzの利用についても早く制度整備をしてほしいという内容でございますが、来年、電波監理審議会においてご審議いただくべく準備を進めているところでございます。

二点目は、これも90MHzから95MHzのことですが、大都市中心部における中波放送の難聴の実態をきちんと把握して進めてほしいという内容でございます。

三点目は、90MHzから95MHzを利用する都市難聴・災害対策に係るFM方式の中継局のことですが、90MHz以下の周波数も利用できるように検討してほしいという内容でございます。

四点目は、外国波混信対策についてもいろいろな周波数が使えるように検討してほしいという内容でございます。

最後は、短波放送についても難聴対策についても検討してほしいという内容でございます。

今後の90MHz以上の利用については今回の諮問対象とは直接関係はございませんが、様々なご意見をいただいておりますので、今後の検討の参考とさせていただきます。

以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。ただいまの4件合わせた形で何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

○原島代理 最初の参考資料の2ページでV-HighとV-Lowのそれぞれの特徴がまとめられているんですが、V-Highが全国一律、V-Lowが地域向けというのはよくわかるんですが、その下にV-Highが有料でV-Lowが無料と書いてあるのは、たまたま結果としてそうなっているということなのか、これが重要でそのように誘導しているということなのか、もし誘導しているならば、なぜかたや有料、かたや無料という考え方に立っているのか、お聞きしたいんですけれども。

○秋本放送政策課長 V-Highについてはたまたま結果としてそうっております。

○原島代理 たまたまで。

○秋本放送政策課長 誘導しているわけではございません。

○原島代理 有料が多いから有利になっているというのは審査基準になかったですね。

○秋本放送政策課長 はい。

○徳光地域メディア室長 V-Lowについても同じでございます、制度上

は有料、無料、どちらでも可能ということで、どちらかがどうこうという話ではございません。

○原島代理 そうすると、ここに書いてあるのは結果としてこうなったという意味ですね。

○徳光地域メディア室長 はい。

○原島代理 わかりました。それともう一つ、これは諮問事項ではない、比較審査基準に関することなんですけれども、このように数が多くなってくるとチャンネル数も多くなってくる。そのときに放送番組の多様性が比較審査基準に入っておりますね。言い換えると特徴ある番組編成をしているところは不利であるという意味にもとれる。要するにある種類の番組だけではなくて多様なものという、視聴者から見ると同じような多様な番組が並ぶよりも、特徴ある番組が数ある中にはあってもいいような気もするんですが、ここに特にこういう、たくさん数があるときに、それぞれ放送番組の多様性を求めている理由は何ですか。

○秋本放送政策課長 代理からご質問いただいているのは説明資料の10ページの比較審査基準の部分でしょうか。

○原島代理 そうですね。今回の諮問事項ではないわけで、V-H i g hもV-L o wもそれが書かれておりますね。

○秋本放送政策課長 V-H i g h放送の放送番組の多様性という比較審査基準は、衛星基幹放送についてもこういう比較審査基準を入れております。ここでいう「放送番組の多様性」とは、衛星基幹放送全体、あるいはV-H i g h放送全体としての多様性でございます。「全体として」という意味合いは、今後最大で20の参入事業者が入って来れる。その20の参入事業者による番組がスポーツ番組ばかりに偏らないように、アニメ番組ばかりに偏らないように、20の番組全体として、V-H i g h放送全体として多様性のある番組が提供

されるようにということでございまして、ある事業者にとっては特徴ある番組構成をすることはむしろ有利になります。スポーツ番組で競合事業者が多いと、その中でもっともすぐれた方を選ぶということです。

○原島代理 そういうことですね。一つの申請で多様である必要はないと。

○秋本放送政策課長 そういうことでございます。

○原島代理 わかりました。ありがとうございます。

○前田会長 ほかにいかがでしょうか。V-H i g h のテレビジョン放送といったときに、今どういう放送をやっているか、あるいは新規参入、B S、C S、いろいろあると思いますが、それは特に何も区別しないで審査するということですよ。今は技術基準だけですけれども、もし将来やるとすると。想定している事業が、例えばC Sでも視聴率の上がない状態のものを優先するということは特に今後政策的には考えているわけではないと。

○秋本放送政策課長 そういうことは考えておりません。10ページにお示した絶対審査項目に照らして、だめなものは落とす。残ったものが参入枠を超えているときには、まず第1次の比較審査基準に照らして、広告放送が多いものや、青少年の保護をきちんとやっていないものは、他の申請事業者よりも劣後することになります。その上でもなお申請が20セグメントの枠より多いということになりますと第2次の審査基準、事業計画の確実性、財務基盤がどうか、あるいはV-H i g h 放送全体として番組が多様になるかどうか。スポーツ番組ばかりに偏らないように、アニメに偏らないように、映画に偏らないようにという観点からすぐれたものを選んでいくわけです。

○前田会長 基本的には普及率の低い放送事業者というか、今契約率の低い事業者はどうなりますか。

○秋本放送政策課長 普及率の低い事業者さんになりますと必ずしも財務基盤が盤石ではないかもしれませんので、そうすると事業計画の確実性がどうかと

いう観点から精査させていただくことになろうかと思っております。

○前田会長 新しくこれをやることによる事業としての価値を考えると、既に普及しているというか、契約率の高いところよりは低いところのほうがはるかに価値が高くなりますよね。そうでもないかな。両方兼ね合わせて。事業として両方をやることを念頭に置くのか、あるいはこちらだけを念頭に置くのかということがあるかもしれませんけれども。

○秋本放送政策課長 特に普及率が低いものを優先するという比較審査基準には、今はしておりません。

○前田会長 言い換えれば、この移動体でサイマル放送をやっても、そちらだけを契約するというケースは多くなるというか、そういう想定もあるということなんですね。

○秋本放送政策課長 そういう想定も事業者サイドにはあろうかと思っております。最近、特に若年層の方々は固定のテレビ受信機を持たずに携帯だけで生活されている方も多数おられると思います。そういう方々に既存のCS放送なり、ケーブルテレビの放送をお届けしたいというときに、このV-High放送が一つの有力な選択肢に、事業者サイドからするとなりますし、また視聴者サイドからしましても、固定型のテレビ受信機を持たない方々がこういう有料放送なり無料放送なりがあり得るんだということで視聴される機会が増えることを想定しております。

○前田会長 先ほどの財務基盤云々と言ったときに、これはハードウェアはあまり要りませんよね。

○秋本放送政策課長 ハードのほうはジャパン・モバイルキャストینگが整備しています。

○前田会長 要らないし、放送も、もしサイマルであればソフトはもう既にでき上がっているものですね。そうするとあまりコストがかからずに新しい事業

ができるということですか。

○秋本放送政策課長 既存事業者がサイマルで提供したい場合には、新規事業者の方々に比べますとあまりコストはかかからないと想定されます。

○前田会長 はるかに少ないということですね。

○秋本放送政策課長 はい。

○前田会長 新しいサービスで、少なくとも視聴者は喜ぶんじゃないかと思えますね。ほかに何かありますか。

○山本委員 よろしいですか。

○前田会長 どうぞ。

○山本委員 前半のV-H i g hは質問というよりは感想程度の話になるんですけども、V-H i g hのマルチメディア放送の制度を当初構想した際に私は少し関与したんですが、そのときには、やはり新たなサービス形態で新たな事業者が多く参入してもらえば望ましいのではないかという方向で議論をしていたのではないかと思います。ただ、当時は現在のようにスマートフォンなどが非常に普及することは全く想定していなかったものですから、技術の変化と視聴者の行動パターンの変化があって、現実になかなかそれが難しい。一方でそのままずっと周波数を空けておくのは明らかに無駄なのでという現実的なことを考えると、今回のような制度の改正の案は現実的な選択肢としては賛成できるというか、こう行くしかないという感じがいたしますけれども、できるだけ新たなサービスとか事業者が入ってきやすいような制度にしていく必要があると思います。だからといって、いいかげんと言うと表現に問題がありますが、きちんとした事業者でないとだめだということはあるわけで、その点は留意していただきたいと考えています。

それから後半のV-L o wのところ、これも質問というほどのことでもないのですが、22ページにマスメディア集中排除原則（マス排）の話が

出てまいりまして、今回これについては、一または隣接する2つの放送対象地域において、各地域最大6セグメントまでという基準であるというご説明で、これはやはり現実的に考えて、参入希望の状況などを見るとこれぐらいであろうということかと思えます。私もあまりここでマス排を厳しくしてしまうと参入が難しいのではないかという気もいたしますので、結論としてはこれぐらいでよろしいかと思えますけれども、ただ、なぜ隣接する2つまでで、最大6セグメントまでなのかというところについて何か検討したことがあればお教えいただきたいです。

○徳光地域メディア室長 6セグメントに関して言いますと、先ほどもちょっと言いましたけれども、全体で9セグメントあり、基本的には放送の多元性の確保の観点から1つの放送対象地域について複数の事業者、2つ以上参入させたいということがございます。それがいくつどのぐらいにするかということですが、他方で6セグメントの参入希望もあったということです。あと3セグメントあれば、これは技術的な特徴としても3セグメントでまたそういう塊で柔軟なサービスが可能、こういうことも勘案して9セグメント中6セグメントまでということがございます。

それと隣接するところまでということですが、これも放送の地域性等の確保ということがございます。この地域性は基本的には構造規制ということで、直接の行為規制で縛るということではないというのが、ほかの地上基幹放送の場合もそうなのですけれども、そういうことを前提としまして、例えばテレビの場合基本的には一つの放送対象地域です。違うところには参入できません。ただし、支配の基準は若干緩く見ていますみたいな話がございます。他方で、これは経営状況を踏まえた規制緩和の中で、ラジオは4つ、あるいはテレビ、ラジオともローカル局は隣接地域までということ。そういう意味で、幾らでもいいですよというのではなく地域性の確保の観点からの制約がまず基本に

あるでしょうと。そういう中で具体的な参入希望の状況も勘案して、まさに隣接地域でやりたいという希望もあって、これを認めてもほかの者の参入を阻害することもないだろうということからこういう制度にしているということでございます。

○原島代理 今山本委員からあった、前半の、マルチメディア放送とテレビジョン放送の話ですけれども、私も似たような感想を持っておりまして、確かに現実的な案としてはこういう形になるのかなと思いますけれども、一方で、マルチメディア放送をやるということで、世の中来たわけですね。参入希望調査を見るとなかなかそうではないということは、最初考えていたことが別の代替手段で可能になって、これがなくなってきたと考えるか、あるいはまだ時期尚早であると。将来はもっと積極的に活用されるものだけれども、時期尚早なので参入希望がない。もし後者だとすると、先にテレビジョンだけのものに割り振ってしまって、将来マルチメディアが可能になってきたときにやりたいという人にもう既に枠がないという可能性も出てくる。その辺はどう考えていらっしゃいますか。

○秋本放送政策課長 ほかに代替サービスが出てきたのか、マルチメディア放送が時期尚早だったのかという点についてのご質問でございますが……

○原島代理 非常に難しい質問だと思いますけれども。

○秋本放送政策課長 いずれかについて行政として現時点で評価を下しているわけではございません。ただ、電波の有効利用という観点から20セグメントを空けたままにしておくのはいかななものかという点と、今年の夏にハード事業者でありますジャパン・モバイルキャストがハードの利用料金を引き下げるという説明会を有力な参入候補事業者向けにいたしております。これまでは1セグメント当たり5億円した利用料金を、選択制で売り上げ連動ですと1億円まで引き下げるという発表をされました。それによってこれまで二の足

を踏んでいた候補とおぼしき事業者の方々も、5億円が仮に1億円まで下がるということであればビジネスとして考えられるという機運がございましたことから参入希望調査を実施したということでございます。まさしく代理からご指摘がございましたとおり、マルチメディア放送としての道をふさぐということではなくて、今回こういう、これまで設けていた中規模枠とか小規模枠を一旦取り払う。ただし、残りの20セグメントを使ってマルチメディア放送をしたいという方の申請も当然受け付けます。これまで携帯端末にリーチする手段のなかったCS放送事業者ですとかケーブル事業者の方々が、既に持っておられるリソースを活用して携帯のユーザー向けに自らの放送を届けたいというニーズにも応えつつ、マルチメディア放送を新たに手がけたいという方の申請も可能にするような制度設計として、どちらがこれから新たな制度のもとで申請の手を挙げていただくかは、年末以降事業者サイドの申請を待ちたいと思っております。必ずしも道をふさいでいるわけではないとお考えいただければと思います。

○村田委員 それに附帯して一つ確認なんですけれども、先ほど審査基準でマルチメディア放送だということは加点要素にするというご説明があったかと思っております。それは比較審査基準の第2次のところですね。

○秋本放送政策課長 はい、そうです。

○村田委員 放送の特性を生かしたサービスの推進というところでマルチメディアは新しい試みとして加点要素にしよう。

○秋本放送政策課長 はい。

○村田委員 逆に言うと、ここに行くまでに落ちてしまうと、マルチメディアだということでの加点はないということですか。

○秋本放送政策課長 さようでございますね。

○村田委員 わかりました。

○松崎委員 ちょっとお伺いしたいのですが、既存の事業者より新規参入の事業者のほうがコストがかかると、2次審査のときの事業計画の確実性が劣ったと見なされてしまうのでしょうか。新規参入でコストが大きい事業計画であると、この計画には無理があると見なされる確率が高いことになりますか。

○秋本放送政策課長 それこそ新規参入事業者によると思っております。現状参入いただいている株式会社mmbiも新規参入事業者でございます。他方でNTTドコモから6割出資を受けている事業者でございまして、新規参入事業者ではあるけれども、親会社等の財務基盤も勘案いたしますと、事業計画が確実だということで2年前の10月に参入していただいているわけですので、必ずしも新規参入事業者だからといって事業計画の確実性が劣るという先入観を持っているわけではございません。

○松崎委員 事業計画の確実性が、新規参入しにくい一つの障壁になってはいないか。新規参入の事業者さんに少しアドバンテージをあげるようなことはできないのかと思ったのですが。

○秋本放送政策課長 むしろ新規参入事業者の方々の利点を生かすとなると放送番組の多様性ですね。既存事業者の方が提供しようとしている放送番組やリソースは私どももある程度わかります。実際どういう放送番組を提供しようとするかは個々の申請によりますけれども、既存事業者同士が似通った番組になる可能性もあります。そのときに新規参入事業者として特徴のある番組編成をされようとしているのであれば、V-High放送の中で全体として放送番組の多様性を確保できるだろうということで、その点は有利になろうかと思っております。

○松崎委員 わかりました。第1次比較審査基準のところでは青少年の保護と広告放送の割合がありますね。広告放送の割合が多ければ不利ということですが、そうすると親会社が大企業でないような新規参入者の場合はどうしても資金繰

りの観点から広告をとらざるを得なくて、広告放送が割合的に多くなることはないのでしょうか。

○秋本放送政策課長 これはショッピングチャンネルのことを主に想定しております。

○松崎委員 あ、ショッピングチャンネルのことですか。

○秋本放送政策課長 はい。

○原島代理 広告放送はスポンサーがついている放送ではなくて、主にショッピングチャンネルという意味ですね。

○松崎委員 なるほど、わかりました。

○前田会長 ほかにはいかがでしょうか。ありませんか。それではそれ以上のご質問、ご意見はないようですので、諮問第31号から第34号までにつきましては諮問のとおり改正及び変更並びに制定することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長 ご異議がないようですのでそのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

(6) 日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「ハイブリッドキャストサービスに係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」の認可について(諮問第35号)

(7) 日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「オリンピックソチ大会に係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」の認可について(諮問第36号)

○前田会長 それでは次に諮問第35号、日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「ハイブリッドキャストサービスに係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」の認可について、及び諮問第36号、日本放送協会が放送法第20条第10項の認可を受けて実施する「オリンピックソチ大会に係るインターネットを利用したコンテンツ提供業務」の認可について、2つの諮問の内容について秋本放送政策課長から説明をお願いいたします。

○秋本放送政策課長 それでは諮問第35号からご説明させていただきます。右肩に説明資料と枠囲いをしております資料をお開きいただきたいと思います。

申請の概要の2からご覧いただきたいと思います。本年の3月にIPTVフォーラムという通信放送関連の技術の標準化を手がけている団体におきまして、放送・通信連携サービスであるハイブリッドキャストの技術仕様を策定し、公表しております。HTML5を使った通信放送連携規格の一つでございます。この規格化におきましてNHKが主導的な役割を果たしているということでございます。このハイブリッドキャストという技術を用いまして、放送を軸として、テレビ、スマートフォン、タブレットなど、さまざまな端末で放送と通信が高度に連携するサービスの実施をしたいというものでございます。

第2パラグラフをご覧いただきたいと思います。既にNHKでは、今年の9月2日からテレビのデータ放送で提供済みのコンテンツを、ハイブリッドキャストの技術規格を使ってインターネット経由で提供する試みを開始しております。これは、法制上は、既に放送した番組を20条2項2号の業務としてインターネットで提供するというので、特に総務大臣認可を要せず提供できると整理をいたしまして、9月から開始されております。

今回は、このハイブリッドキャスト技術を生かして新しいサービスを手がけたいとするもので、利用者の評価等を踏まえてサービス設計面、演出面、技術

面の検証を行い、NHKとして新しい時代の先導的な役割を果たしていきたいので、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務として総務大臣の認可を申請してきたということでございます。

では、新しいサービスとして何を手がけたいのかというのが2ページ以降でございます。全部で6類型ございます。

まず類型1でございます。放送中の番組につきまして、途中から、これを初めから見たいとって時差再生を可能とする業務でございます。実施例といたしましては、ソチ五輪における競技中継について、競技の最初から見たいという視聴者のニーズに応えるために時差再生映像の提供をすることが想定されています。その技術的な実証をしたいということが類型の第1でございます。

類型の第2は、スポーツやステージ番組などですと、複数のカメラで映像を撮影するので、放送で提供しているカメラのほかに別のカメラで別角度からの映像をインターネットを通じて同時提供するものでございます。これによりまして、例えばサッカーの試合中に別角度からの映像をインターネット経由でご覧いただける。あるいはステージに出演中の特定の出演者にフォーカスを当てて視聴いただくことが可能になります。

類型3は動画クリップを放送中に提供する業務であります。特にハイライト動画が考えられます。サッカーの試合のゴールシーンを見たいという場合に、そのゴールシーンをインターネット経由で視聴者にご覧いただくものでございます。

類型4は視聴者参加型の番組について、インターネット経由でクイズやアンケートの回答に要するフォーム、あるいはそれに付随する情報の提供を行うという類型でございます。

類型5は放送中の番組に関連したコンテンツ。例えば専門用語等のキーワードを表示する。紀行番組におきまして映像で映している現地の地図をインター

ネット経由で表示するというものでございます。

ページを進んでいただきまして、類型6は放送中の番組をきっかけといたしまして過去に放送した番組の動画クリップ等を提供する業務でございます。例えば大河ドラマ「八重の桜」を放送中に、この「八重の桜」で特定の方が西郷隆盛役を演じている。過去の大河ドラマで西郷隆盛役を誰が演じていたかといった点をこの動画クリップで提供する。NHKオンデマンド等でこういうものがご覧いただけますよというレコメンドをするものでございます。

こうした6類型につきまして、アクセスが集中した場合の制御方法ですとか、放送実時間とのエンコーディングですとか、メタデータの生成をどうすべきかといった点の技術実証、あるいは演出面での実証をしていきたいということでございます。

業務の収支の見込みでございます。25年度中はNHKの25年度予算の中で1.2億円程度を支出してこの業務の実施をしたいということでございます。27年3月までこの業務を実施したいとしておりまして、26年度につきましては7億3,000万円を予算化したいと申請してきております。

本業務につきましては、この電波監理審議会でご審議いただき、答申をいただいた後、仮に認可いたしますれば今月中にも開始し、平成27年3月末まで実施するという申請となっております。この業務の実施結果、検証結果につきましては、年度ごとに適宜取りまとめて協会のホームページ等で公表するという申請内容でございます。

こうした申請に対しまして、総務省といたしましては、申請どおり認可することといたしたいと考えております。放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められる理由といたしまして、本業務を実施することにより、サーバーの負荷状況のデータやコンテンツ提供におけるワークフローの検証結果等をハイブリッドキャストにおける配信基盤の構築、運用値の検討やサービ

ス設計等の検討に役立てることとしており、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められるとしております。

また本業務におけますコンテンツは無償で提供することとしておりまして、営利を目的とするものには当たらないと考えております。

諮問35号については以上でございます。

諮問36号、ソチオリンピック関連の申請でございます。

まず1の業務の内容をご覧いただきたいと思います。来年の2月7日から23日まで、17日間にわたって開催される冬季オリンピックソチ大会におきまして、NHK、民放双方の事前の放送計画に含まれない、放送し切れない一部の競技種目につきまして、その生中継映像をインターネットを通じて、時差再生が可能な形で一般に提供したいという申請内容でございます。あわせて、競技等に関する大会公式データにつきましても、インターネットを通じて一般に提供したいという申請内容でございます。

2の業務を行うことを必要とする理由につきまして、3行目をご覧いただきたいと思います。NHKの提供するオリンピック放送を補完して視聴者の高い関心・要望に応えるとともに、その操作性や利用動向等を把握・検証するためにこの業務を実施したいとしております。

3の業務計画の概要でございます。提供するコンテンツといたしましては、3行目、生中継の事前の放送計画に含まれない競技種目の中から、1日最大で5種目程度を選択して提供したいとしております。あわせて大会の公式データを提供したいというものでございます。

2ページにお進みいただきまして、提供形態についてでございます。提供形態につきましては、コンテンツ・デリバリー・ネットワークを利用いたしまして、600から950kbps程度の画質により提供したいとしております。これに加えまして、これらの映像は利用者が指定する過去の時点に巻き戻して

時差再生できる形で提供したいとしております。この時差再生につきましては、競技の翌日1日程度まで利用可能にするという申請内容でございます。

提供の規模につきましては、17日間の大会の期間中最大で200時間程度を想定しているものでございます。

収支の見込みといたしましては、ソチ五輪の期間中4,000万円程度を支出する形で無償で提供したいという申請内容でございます。

これに対しまして総務省の審査結果といたしましては、申請どおり認可することといたしたいと考えております。この業務を実施することによりまして、アクセス数やサーバーへの負荷に関するデータ等をハイブリッドキャストにおける配信基盤構築、サービス設計の検討に役立てることとしておりまして、放送及び受信の進歩発達に特に必要な業務であると認められると考えております。

また無償で提供するとしておりまして、営利を目的とするものには当たらないと考えております。

簡単でございますが、ご説明については以上でございます。

○前田会長 ありがとうございます。それでは2つの件についてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○原島代理 ハイブリッドキャスト、将来の方向性として非常に重要だと思っているんですが、一方でこのハイブリッドキャスト自体は電波の割当てを必要とするものではない。したがっていわゆる放送政策に直接かかわるものではないということで、例えばIPTVフォーラムが技術仕様を決めても、技術基準ということで電監審で審議するものではなくて、別枠であると解釈してよろしいわけですね。ハイブリッドキャスト自体はですね。今回はそれをNHKが第20条第2項第8号の業務として行いたい。NHKの業務として行うときには電監審で審議するというので、ハイブリッドキャスト自体の問題よりも、NHKがそういうことをするかどうかということでいいわけですね。

○秋本放送政策課長 はい、さようでございます。

○原島代理 その時に、今回はある意味で実験的なものですから、必ずしもNHKだけではなくて、おそらくほかの民放も含めて日本全体の新たな方向に資するものであろうということで、いいことだと思うんですけども、一方で形としては実験で26年の何月でしたっけ。

○秋本放送政策課長 27年3月まで。1年4カ月程度です。

○原島代理 そういう期限が切られているということではあるんですが、一方で受像器メーカーはハイブリッドキャスト対応テレビを売り出すということで、実験だからそこでおしまいにするというわけにはいきにくい面もあるだろう。一方でその後について今約束するわけにはいかないということがあるわけですが、そういうことを考えたときに、将来の方向としてお考えになっているようなことがあれば。

○秋本放送政策課長 会長代理のご質問にどこまできちんと答えられるかわかりませんが、添付しております資料の中で右肩に参考と打っております「ハイブリッドキャストサービスについて」という資料がございます。この1ページの右側にハイブリッドキャスト対応受信機を挙げておりまして、メーカーとして東芝、パナソニック、シャープの3社が既に世の中に販売しております。世の中に10万台あるそうでございます。この10万台ある対応受信機を対象といたしまして、これら6種類のハイブリッドキャストサービスを試してみたいという内容でございまして、またパブリックコメントを子細に紹介いたしませんでしたが、民放さんなどからは、この実証結果をきちんと公表してもらって広く活用できるようにしてもらいたいという意見が出ております。それにつきましては、NHKでも、年度ごとに検証結果、実施結果を取りまとめてホームページ等で公表するとしておりますし、もともとこのハイブリッドキャストの規格自体がIPTVフォーラムで開発されたという経緯もございま

すので、そちらにフィードバックしていただいて、さらにこの規格をブラッシュアップしていただく、あるいは実際にこのサービスに導入していただく際に各社において留意すべき事項をまとめていただくという活動に生かしていただけるのかなと思っております。それがひいては放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務ということで、私どもとしては認可することが適当と考えております。

○原島代理 ハイブリッドキャスト対応受信機を買った消費者の立場で言いますと、基本的に今回こういう実験が行われて、それに協力する、それによってその実験がうまくいくことによって、将来こういうハイブリッドキャストがしっかりした、場合によっては民放も含めた形で実用化して、対応受信機を買ってよかったねとなることを期待するということですね。

○秋本放送政策課長 はい。

○前田会長 逆にその対応受信機を買って使用するとき、その人の、一種個人データが集められることになりますよね。

○秋本放送政策課長 個人データを集める形ではなくて。

○前田会長 全体としてどう見られたか、どういうサービスが利用されたかはみんな個人データと一対になって集められますね。

○秋本放送政策課長 個人データと一対になる云々という技術的な可能性は否定し切れませんが、それよりもっと前の段階として、例えば時差再生機能一つとりましても、放送で送っている最中の、例えば浅田真央選手がスケートティングしているのが生中継で流れている。これを最初から見逃した場合に、ちょっと巻き戻して時差再生で見たいと思う方が多数おられて、ネットへのアクセスが集中したときにさばき切れるのかどうか、どれぐらいの準備をするかを検証するものです。

○前田会長 技術的な課題のほうが大きいということですか。

○秋本放送政策課長 はい。

○前田会長 サーバーに集中したかどうか、何件ぐらい見たかということになりますよね。それはマスのデータとして見るのかもしれないけれども。利用者側は、いずれにしてもそういう統計がとられてそれに協力しているんだという意識で買っているということですか。

○秋本放送政策課長 NHKから聞いたところによりますと、これはハイブリッドキャストサービス対応ですと番組ごとに表示を出すらしいんですね。画面の右肩に。NHK総合テレビですとNHKG、教育テレビですとNHKEテレと右上に出ていますけれども、あそこにハイブリッドキャスト対応と出るということですよ。

○南大臣官房審議官 会長がおっしゃっているのは、ほんとうに実用化する段階になれば当然インターネットでアクセスした履歴はそれなりにハード側に残りますので、それを一体どういう形で活用されるのかされないか、その辺の民間の個人データの取り扱いのルールづくりはいずれ実用化の段階には必要になってくると思われまます。

○秋本放送政策課長 すみません。失礼しました。

○山本委員 そういう、今後どういうことが制度的な対応として必要になるかという課題の洗い出しも含めてまずはやってみるという意味だと理解しましたけれども。

○前田会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

○松崎委員 支出のほうですけれども、実験をするのに25年度1.2億円はいいとしても、26年度にいきなり7億円というのはいかがなものでしょうか。来年度の収支予算に計上予定とありますが、かなり大きな比重を占めるような気がします。

○秋本放送政策課長 NHKの事業規模は大体六千数百億円規模、受信料収入

が6,221億円というのが平成25年度予算でございまして、受信料収入プラス事業規模が6,479億円であったかと思います。その中でこのハイブリッドキャストの実証に、年間通じて7.3億円を使って、10万人相手に技術実証をする。それだけアクセスが集中したときにさばき切れるかどうかですね。放送番組とのエンコーディングをどうするかを検証いたします。

○松崎委員 10万世帯の人しか見られないわけですね。この実証期間中にその機能を享受するのは10万世帯。それに7.3億円かけると考えると。

○秋本放送政策課長 それぐらい先進的な取り組みであるということです。放送・通信連携規格であるHTML5を使ったハイブリッドキャストの規格をある程度の母数のいるユーザーのもとで試して、真にサービスインさせる際の、少なくとも技術的な支障をどんどん取り除いていくということです。

○松崎委員 規模と予算の関係がどうなのかなと。

○原島代理 サービスの費用なのか、研究開発的な要素が入った費用なのかで感じが違いますよね。確かに10万世帯だけに資するサービスと考えると問題があるかもしれませんが、それによってある意味で研究開発する、研究開発費用だと考えれば決して高くはない。高いか安いか、ちゃんと精査しないと何とも申し上げられません。

○松崎委員 将来的に、民放さんもやりたいということになると費用負担はどのような形になるのですか。

○前田会長 これはNHKさんだけの。

○原島代理 だけなんだけれども、そこで出てきたノウハウは民放さんに公開されますから、民放さんはそのノウハウを、いわば自分のところでお金を出さずに研究開発をやってもらえたという形になりますね。

○松崎委員 なるほど。結果的に公共の利益に繋がっていくというわけですね。

○南大臣官房審議官 仮に民放さんとNHKさんが、このサービス共通のプラ

ットフォームを将来つくりたいということになれば、それはそれなりに折半することはあり得ますけれども、基本的にはそれぞれがシステムを構築さえすれば。

○松崎委員　そういうプラットフォームができるということになれば新規参入もしやすくなり、消費者はまた新しいテレビを買うことになり、景気がよくなるかもしれない。

○原島代理　必要がなければ買わなければいいわけですがけれども。刺激されるでしょうね。

○前田会長　実験的なことがうまくいってそのままサービスに移行すれば、そのかなりの部分が使えらるということもありますね。ハードウェアとか。

○松崎委員　今テレビが安くなっていますからね。多少高価格でも、高機能のテレビが売れるかもしれませぬ。ありがとうございます。

○前田会長　ほかにはいかがでしょうか。特になければ諮問第35号と第36号につきまして諮問のとおり認可することが適当である旨の答申を行うことにしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○前田会長　ご異議がないようですのでそのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により事務局から総務大臣宛て提出してください。

それでは以上で情報流通行政局の審議を終了いたします。どうもありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)

その他

「よさこいケーブルネット株式会社及びテレビせとうち株式会社を当事者とした再放送同意に関する裁定処分に係る異議申立て」に対する総務大臣決定案の起草を担当している山本委員からこれまでの審議を踏まえた修正案の提出があり、修正箇所について説明があった。

閉 会

○前田会長 それでは、本日、審議する案件はこれで終わりですけれども、次回は12月11日15時から予定していますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。